

議案第21号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の改正に伴い、規定の整備を
図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第2条第1項第4号又は第5号」を「第2条第1項第4号」に、
「同条例」を「同条例第1条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。